

第I分科会

マインド・コントロール

座長 石原顕正

副座長 成田東吾

問題提起 中井本蓉

運営 山内寛久

記録 高野光拓

参加者 二十二名

一、運営について

座長より第一分科会の趣旨説明(図一)と、全体の流れ(図二)についてのアナウンスがなされた。

全体の時間を三つに区切り、まず「マインド・コントロールとは何か」について、いくつかの定義を紹介しながら、基本的知識を共有した。次に「なぜ人はマインド・コントロールされるのか」について、西田公昭氏(立正大心理学部教授)の「心の脆弱性テスト」を受けてもらうことで参加者に自分事として捉えてもらった。最後は「僧侶として私たちにできることは何か」についてどう行動するか、小グループに別れて議論を行った。

二、問題提起① マインド・コントロールとは何か

まずは旧統一教会問題の第一人者であるステイブ・ハッサン氏(アメリカの心理学者)によるマインド・コン

はじめに：なぜ今、統一教会問題について考える必要があるのか

- さまざまな職種や立場の方々が、カルト被害をなくすために、統一教会問題をはじめとするカルト問題に長期的・継続的に取り組み、被害者救済に尽力してきています。
- この第Ⅰ分科会では、同じ社会の一員として、「**カルト被害をなくす**」という目的のために活動する人々の輪の中に参加していくという感覚で、意見を交換しあっていきたいと考えています。

8

(第一図)

第Ⅰ分科会 進行予定表

01 **マインド・コントロールとは何か**

(休憩)

02 **なぜ人はマインド・コントロールされてしまうのか**

(休憩)

03 **僧侶として私たちに出来ることは何か**

9

(第二図)

トロールの定義を紹介した。

それは、個人の人格（信念、行動、思考、感情）を破壊してそれを新しい人格と置き換えてしまうような影響力の体系（システム）のことである。多くの場合、その新しい人格とは、もしどんなものか事前にわかっていたら、本人自身が強く反発しただろうと思われるような人格である。

（ハッサン、一九九三、二七頁）

ある人の考え方、感じ方、行動の仕方に影響を及ぼす一連の手法のこと。

（ハッサン、一九九五、八八頁）

その後に西田氏の著書を引用しながら、洗脳とマインド・コントロールの違いについて、次のように紹介した。

「洗脳」

強制的な拘束、暴力や薬物による拷問によって、人の意思を変えようとする。心の底まで変えることは難しく、拘束が解けると元の自分を取り戻す。

「マインド・コントロール」

嘘と隠蔽によって情報をコントロールし、時間をかけて人の意思を変えていく。強制的な拘束等は行われず、コミュニケーションによって徐々に支配されるため、本人は「自分の意思で行動した」と思い込む。

（西田、二〇一九、一四四―一五五頁参照）

また、マインド・コントロールにはいろいろな定義があり、広く解釈をすると教育などの様々な社会的影響力を含

んでしまう。ハッサン氏が問題としているのは、カルト宗教が行う「非倫理的なマインド・コントロール」であり、今回の分科会でもそれに倣って人道的に外れている社会的影響力について考えていく。

以上のような説明がなされた後、参加者一人一人に、自己紹介も兼ねた感想等を述べてもらった。

〈以下、主な意見〉

- ・マインド・コントロールは普段自分たちもしていると思う。巧妙に話をしないとコントロールはできない。人と話すときは対面で行う。目線、しぐさ、呼吸を観ながら、気を遣って話をする。例えば葬儀を不要と考えている遺族に、気持ちを聞き取りながらこちらの考えを説明し、納得してもらおう形を作っていくこと、考え方を変えていくことも、コントロールの一つではないか。
- ・自分はマインド・コントロールには掛からないと思っている。
- ・ホストに狂ったり、「押し」に狂ったり、テレビ報道で世間の方向が変わるのも一種のマインド・コントロールなのか。
- ・マインド・コントロールと教化の違いを理解して帰りたい。
- ・マインド・コントロールと洗脳は同じだと思っていた。何が良くて、何が悪いのか、理解して帰りたい。
- ・お寺の息子として育ってきて、学校に行つて法華経しかないんだよと教えられ、信行道場に行つたことを思い出すと、自分もマインド・コントロールや洗脳を受けているのではないかと不安になる。息子を育てるにあたり、教化、教育、躾、マインド・コントロールの違いを考えたい。
- ・師父が験者であり、かなりの信者がいた。修法や九星などを用いて、頼りたい人に「答え」を与えるような関係だった。自分の代になってから、「依存関係」ではなく「自分で考えてもらうような関わり」を増やした結果、信者

の数自体は減ってしまったが、後悔はしていない。

・マインド・コントロールをされてしまう人は宗教リテラシーが足りないからなのか、家庭の不和や人間関係の問題を抱えている人がされてしまうのか。

・学生時代には合同結婚式が社会問題になっていた。カルト団体から脱会した元信者に、三十年後亡くなる前に会ったが、マインド・コントロールは抜けていなかった。マインド・コントロールは誰でも掛かり得るものだと思う。親からも学校からも社会からも、色々なことを受けて学び成長する。カルトでは作られた人格を持たされることが問題。

・顕正新聞を持つてくる檀信徒、何かにコントロールされているのではと感じる相談相手、倫理法人会にのめりこんでいる旧友、檀家さんの奥さんがアレフに入会してしまった、など。*複数の実例。

以上、主だった意見を紹介した。「教化とマインド・コントロールとは何が違うのか」という問題について関心を持つ参加者が多く見られた。また、マインド・コントロールやカルト集団に関する様々な経験が語られた。

ハッサン氏は「自由意志」や「人権」を脅かす団体のことを注視すべき」と述べている。それを尊重することが重要であると考ええる。

三、問題提起② なぜ人はマインド・コントロールされてしまうのか

次に、問題提起者より、「なぜ人はマインド・コントロールされてしまうのか」という点について問題提起がなされた。多くの場合、私たちは「自分だけは決してだまされないと」思いがちである。ハッサン氏はその理由として、以下の三つの心理を挙げ、それぞれについて反論している。

① 「人間は理性的存在であり、自分のすべての行為に自由と責任を持てる」と思っている。

↓果たして、人間は常に理性的であることができるだろうか？

↓睡眠不足や飢餓状態、あるいは深く悩んでいる時、判断力が低下することはないか？

② 「自分だけは弱くない」と思い、自分の生活は自分のコントロール下にあると思いたい。

↓何か事件が起こった時、被害者の行動に原因があると考え、「犠牲者非難」と言う。そして、自分はそのような行動はしないから大丈夫だと考える。

↓実際には、誰でも不運に見舞われる可能性がある。

③ 「すべてはマインド・コントロールだ」と考え、その危険性を軽視してしまっている。

↓確かに人間は生涯を通じて周囲の影響を受けて生きているが、この考え方は好意的な影響と破壊的（非倫理的）な影響が同列になってしまふ。

↓破壊的な結果をもたらす影響（非倫理的マインド・コントロール）は軽視してはならない。

（ハッサン、一九九五、八五―八九頁）

以上のように、ハッサン氏は「自分だけは決してだまされない」という考え方が、脆く危ういものであるということとを指摘している。

また、カルト被害者救済活動で知られる弁護士紀藤正樹氏は、アメリカの社会心理学者チャルデーニ氏が提唱した、相手にYESと言わせるための六つの原理について、次のように解説している。

一、返報性

↓「人から何らかの恩恵を受けたら、お返しをしなければならない」という原理。

二、コミットメントと一貫性

↓「自分が何かしたら、その後も以前にしたことと一貫し続けたい（一貫していると人から見られたい）」という原理。

三、社会的証明

↓「人は、他人が何を正しいと考えるかに基づいて物事が正しいかどうかを判断する」という原理。

四、好意

↓「人は、自分が好意を抱いている人からの頼みを受け入れやすい」という原理。

五、権威

↓「人は権威に弱く、権威者の命令や指示には深く考えずに従いがちである」という原理。

六、希少性

↓「あるものが手に入りにくくなればなるほど、それを得る機会が貴重と思えてくる」という原理。

（紀藤正樹、二〇一七、七十二―七七）

これらの六つの原理はセールスや広告等の分野でも広く知られている有名なものだが、マインド・コントロールを行うようなカルト集団も、これらを活用した勧誘を行い、自分たちの組織に我々を引き込もうとしてくる。このような手法を知ること、被害の予防につながることを確認した。

ここで、参加者には西田氏が提唱する「心の脆弱性テスト（図三）」を受けてもらった。

第1分科会 チェックシート

問1	曖昧なことが苦手で、判断がつかないことがあるとイライラしたり、不安になったりする。	はい	いいえ
問2	超絶にすごいと思うほどに崇拜できる人との出会いを切望している。	はい	いいえ
問3	いまの自分とは違う本当の自分を見つけたい。	はい	いいえ
問4	熱狂的に盛り上がり、みんなで何かをなす逃げたり、みんなそろって同じように行動するのが好きだ。	はい	いいえ
問5	意に沿わないことでも、頼まれたらはっきりと拒絶できないことがある。	はい	いいえ
問6	カルトやマインド・コントロールの危険性についてはくわしく知らない。	はい	いいえ
問7	占い、霊能力、超能力、死後の世界などの神秘的な世界を知りたい。	はい	いいえ
問8	世界や宇宙には、じつは秘密の法則があり、それはすでに解き明かされているかもしれないと思う。	はい	いいえ
問9	このところ、自分の人生や家族などのことで、なぜだかうまくいかないと思病むことがある。	はい	いいえ
問10	いまの社会のあり方は誤っているので、真に正しい道を求めたいと思っている。	はい	いいえ

(第三図)

※質問文は西田公昭『なぜ、人は操られ支配されるのか』（さくら舎、2019年）p.25～26より引用

それぞれの程度「はい」と答えたかを共有したところ、全参加者（二十二人）の四人に一人が、五つ以上に「はい」と答えた、という結果であった。

この結果に対し、誰もが脆弱性を持ちうることを確認しながら、西田氏の言葉を引用して次のような解説を伝えていった。

「はい」が何個以上あるとマインド・コントロールを受けやすい、というものではありません。

（中略）ただ、「はい」と答えた部分は突かれたら弱いところ、自分のウイークポイントです。そして相手は、的確にそのウイークポイントをついてくるのです。

（西田、二〇一九、二十八頁）

これらの解説、チェックシートの結果等を踏まえ、感想や体験談を募ったところ、自分事として身近な例がいくつも述べられた。

・昔、知人からの誘いで大人数で遊んだあと、喫茶店

でボックス席の奥（逃げられない位置）に通されて、先生という方がやってきてサブリなどを勧められたことがある。思い出すと、先程の六つの原理にあてはまるころが多いように思う。

・信者さんの奥様が「真如苑」に入っていて、何とかして欲しいと言われる。家の宗派はそのまま信仰して、毎月来てくれれば良い。月三千円くらい払っている。

・檀家さんに旧統一教会の信者さんがいた。テレビのコメンテーターの言っていることは全くの嘘であり、分かっているのに喋っていると言う。本当にマインド・コントロールされているんだと思った。その人は生活保護の受給者だが、受給日に支部長が集金にくる。一方で、お寺へは年に一万円くらいしか布施はない。マインド・コントロールを解くのは諦めた。凝り固まっているものなので。他人に入信を勧めているわけではないので、待ち続け、小出しに聞いていってあげるしかないと思った。

・安部元首相を襲撃した方の母親が「統一教会に迷惑をかけて申し訳なく思う」とコメントしていたことが印象に残っている。被害者は、最初は被害者であるけれども、加害者に変わってくることもある。加害者にならないように見張ってあげておいて欲しい。宗教は本来その人を救うものであるはずなのに、旧統一教会はポイ捨てる。その方のことを見捨てないで見守ってあげて欲しい。

・批判できるか出来ないか、が教化とマインド・コントロールを分けるのでは。ある団体に入っている人は内部批判ができない、お互いに監視し合っている。恐怖や不安による支配や承認欲求を利用する。お金がある人が上に行く。そういうシステムになっている。

・教化は、自分で考えて自分で判断する人を作る。智慧を付ける。自分の足で立っていけるようにすることが自分たちの役目ではないか。日蓮宗でも教化とマインド・コントロールの違いについては気を付けていくべきだと思う。

ここで、旧統一教会問題の専門である櫻井義秀師に意見を求めた。

〈以下、櫻井師意見〉

カルト団体の被害や弊害がクローズアップされているが、当事者が救われている面もあるのは確かである。しかし、それは長続きするものではない。お金の切れ目は縁の切れ目で、お金を納められなくなった信者は利用価値がないと判断されて切り捨てられる。そのような厳しい現実突き当たらないとわからない。

学生の親御さんが来て、ゼミの先生が来て、カウンセリング的なことをしたことがあるが、本人に厳しい現実を分かって貰うこととしかない。いつかは気付いて、絶望する。そのときに家族ごと支える。自分のお金を使う限りは、阻止するのは難しい。見守ってあげるしかない。基本的には本人が気付くのを待つしか無いが、色々な事を他者に勧めようであれば止めさせなければならぬ。被害者はやがて加害者になっていくことがある。

最後は人。気付くまで見捨てず、気付いたら支える。そこに仏教者が関わっていきけるのではないかと期待している。「マインド・コントロールと教化の違い」について、基本的には教師の皆様に、各々自分なりに考えていただきたい。ここで少しでもコメントするならば、マインド・コントロールはその人の考え方を閉じ込め、自由な発想を持ってなくする。「自分は情報の通り道だ」と思うようになり、上から言われたことを下の人間に流すだけになってしまう。

宗教的発心をどういうふうにして貰うか。発心を「起こさせる」ということはあり得ない。自発性、機根に応じて出会いをされたときに、支援していく。その人がどうという信仰の持ち方をしていくのかについても自由を残すのが「教化」。

「日蓮宗の教えはこうなので、これしかやっちゃいけない」「折伏しなきゃいけない」というやり方は、誤解を招い

て、マインド・コントロールと捉えられかねない。現代の人たち、全く日蓮宗に触れていない人には、最大限その人の自由を与える。

教えに触れて貰う事で、幸せになれる、という「その人の幸せ」がベース。その人の立場に立って考えていくのが、本来の教化のやり方だと思う。

カルト的マインド・コントロールは信者を増やして駒を増やす。困っていない人を困らせて信者にさせて利用する。相手に話をして、納得して貰ったらさらに話しをする。対機説法が重要。

被害者が子どもの場合は家族の判断がある。成人の場合には家族の協力というよりも、家族自体も見守らなければならぬ。専門家を使いながらも、「家族で解決する」という自律性がないと上手くいかない。自分の足で立てるようになるのが教化である。ハマっていく人が「承認」を求めているのは確か。その人を認めて受け入れる居場所を提示する。家庭や学校で安らげないなら、第三の居場所を。そういった支援がワンステップであるべき。

信者を作るのに、相互依存関係をベースにするのは危ない。依存性を作らず、自主性を伸ばしていけるかを考えていくこと。

自分の足元を見つめる際には、そういった観点を覚えておいていただきたい。

四、小グループに分かれての討議

ここまでの流れが知識を得るものであるならば、それをどういった行動へ繋げていけば良いか。それを考えてもらうため、分科会終盤は、ワークシートを配布し、小グループに分かれて討議を行った。今回の中央教研は、「私たち宗教学者は統一教会問題の被害者の方々の苦しみを等閑視してきてしまったのではないだろうか」という反省を出発点としている。したがって、今後また同じことを繰り返さないために、当分科会討論の仕上げとして、ここまで議論し

てきたことを踏まえて「僧侶として私たちにできることは何か」について考えてもらった。配布したワークシートの設問は次の通りである。

- ① マインド・コントロールに関して、社会全体が注意すべきことは何か
- ② マインド・コントロールに関して、僧侶が注意すべきことは何か
- ③ マインド・コントロールについて学び、その被害防止のために、私たち僧侶にできることは何か

以上の三点について、四つの小グループに分かれて討議を行った。

活発な討議の結果出てきた意見を、以下、問いごとにまとめて記載する。

- ① マインド・コントロールに関して、社会全体が注意すべきことは何か

【第一グループ】

・悩みを他者に打ち明けられない人が増えている。貧困や家庭の不和などにカルトがつけ込むのであれば、それを社会的にケアする資源を増やしていくことも必要。

【第二グループ】

- ・手口を周知させて注意を呼びかける。知識を持ち、宗教リテラシーを高める。
- ・家族内での密な関係をつくる。高齢者の一人暮らしが狙われている、家族が見守る。
- ・宗門で広告を打つ。

【第三グループ】

- ・マインド・コントロールは誰でもかかる身近なことである。
- ・かかった人に対して偏見を持たない。

【第四グループ】

- ・旧統一教会のような問題を風化させない。関心を持ち続ける。

② マインド・コントロールに関して、僧侶が注意すべきことは何か

【第一グループ】

- ・嘘と隠蔽を駆使するのがマインド・コントロールだとしたら、人を導くための方便として事実と違うことを言うことをどう捉えるのか。嘘なのか方便なのか、見極めが必要。

【第二グループ】

- ・悪いマインド・コントロールに気を付ける。御布施の預かり方にしても、丁寧な説明をして納得安心してもらおう。
- ・檀信徒（総代さん）に対する規約をつくる。

【第三グループ】

- ・信行道場、荒行は本当に良いマインド・コントロールなのか。内省する意識が必要。
- ・相談者に見返りを求めない。

【第四グループ】

- ・主体的に考えることを赦さないのではなく、相手に沿った教化をしていく。
- ・未信徒教化は、病院の病室までいって勧誘するのは難しい。

・不特定多数への教化はできないのでは。

③ マインド・コントロールについて学び、被害防止のために、私たち僧侶にできることは何か

【第一グループ】

- ・精神的に弱っている人、孤立している人に気付く目が必要。
- ・相談しやすい雰囲気作り。声を掛けること。

・駐車場を貸す、名義を借りるなど、よくわからない団体からの接近があったときは、母体を確認する意識。

【第二グループ】

- ・人権を尊重する。まず、信頼される。一番の相談役になるように心掛ける。
- ・檀信徒とコミュニケーションを取る。

・各教区でマインド・コントロールの相談窓口等をSNS等で発信していく。

【第三グループ】

- ・とにかく見捨てず寄り添い続ける。
- ・傷ついた人々を受け皿として受け止める。
- ・勉強したことを、まずみんなに伝える。

【第四グループ】

- ・檀信徒を守る。コミュニケーションを密にとり、心のケアをする。
- ・宗務院のパンフレットなどを配布して注意を促す。

各グループからの報告が終わったあと、西田氏の「支配から自分を守る十の方法」を参考資料として配布し、簡単な説明を行った。

- 一、常に誠実でなくてもよい
- 二、相手の誘いを断ってもいい
- 三、答えをすぐに出さなくていい
- 四、知らないことを恥じなくていい
- 五、難しい問題には正解はないと心得る
- 六、すぐに親しくなろうとする相手に注意する
- 七、おかしいと感じたら全力でその場から逃げ出す
- 八、他人に依存しないで自分で考える
- 九、従うことに慣れてはいけない
- 十、できる限り情報を集める

どうか、自分の身は自分で守ってください。人の心は脆くて揺れやすいものです。弱みにつけこまれると操られてしまうし、あるいは何かの拍子で操ってしまう側にもなりかねないのです。支配したい心理、支配されてラクになりたい心理は、誰にでもあります。（中略）自分を見失わないよう、他人に自分を任せないよう、コントロールする力をつけてください。

（西田、二〇一九、二二二―二二六頁）

最後に、座長よりまとめの一言が述べられ分科会を終了した。

〈以下、座長まとめ〉

身近な人に対しての教化など、活発な意見交換ができたことを嬉しく思う。SNSの情報の問題、マスコミの情報を丸呑みにしない、メディアに惑わされないことも含め、自分で正確な情報を得ていくことも大切。カルトの問題も時が経てば情報量が少なくなることが予想されるが、苦しんでいる人は苦しんでいる、一人でも解決してあげたいと願っている。

今後も自分のこととして捉え、僧侶として考えてほしい。

〈参考文献〉

- 紀藤正樹（二〇一七）『決定版 マインド・コントロール』アスコム
郷路征記（二〇二二）『統一協会 マインド・コントロールのすべて』花伝社
櫻井義秀（二〇一〇）『統一教会―日本宣教の戦略と韓日祝福―』北海道大学出版社
（二〇二二）『霊と金―スピリチュアル・ビジネスの構造―』新潮社
（二〇一五）『カルトからの回復―心のレジリアンス―』北海道大学出版社
（二〇二三）『統一教会―性・カネ・恨から実像に迫る―』中央公論新社
（二〇二三）『信仰か、マインド・コントロールか―カルト論の構造―』法蔵館
島蘭進・釈徹宗・若松英輔・川島堅二・小原克博（二〇二三）
『徹底討論―問われる宗教と「カルト」』NHK出版
ステイブ・ハッサン（一九九五）

『マインド・コントロールの恐怖』（浅見定雄訳）恒友出版

仲正昌樹（二〇二〇）『統一教会と私―挫折、幻滅、そして希望。―』論創社

西田公昭（一九九五）『マインド・コントロールとは何か』紀伊國屋書店

（二〇〇九）『だましの手口―知らないと損する心の法則―』PHP研究所

（二〇一九）『なぜ、人は操られ支配されるのか』さくら舎

（二〇二三）『マインド・コントロールの仕組み』カンゼン

ロバート・チャルディーニ（一九九二）

『影響力の武器』（社会行動研究会訳）誠信書房

第Ⅱ分科会

新法（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律）の成立とその背景

座長 加藤彰晃

副座長 及川一晋

問題提起 服部功志・関勝道（全日本仏教会）・平井敦夫（全日本仏教会）

運営 内藤善之・本間文裕

記録 庵谷行遠

参加者 二十一名

一、運営について

分科会のテーマに基づき、靈感商法の問題、「不当な勧誘」という言葉の持つ意味、それらと新法との関係について議論した。

座長による説明（挨拶・分科会趣旨・「新法」との呼称・討議の構成）の後、三部に分けて問題提起を行った。

第一部では、「旧統一教会問題と法人寄付不当勧誘防止法について―伝統教団はどう考えるべきか―」と題して服部功志師が新法の逐条解説を行い、具体的な仮想事例をもとに参加者それぞれの意見交換を行った。第二部では、「新法成立とその背景」と題して全日本仏教会の関勝道師・平井敦夫師が、問題提起を行った。先ず、新法成立の経緯について時系列に沿って整理し、宗教界からの関与について報告した。次に、全日本仏教会加盟団体の意見を披露し、アンケート調査の結果報告と分析を発表した。第三部では、「国家と宗教」と題して加藤彰晃師が意見を述べた

後、討議を行った。

二、問題提起

1、旧統一教会問題と法人寄付不当勧誘防止法について

— 伝統教団はどう考えるべきか —

問題提起者より、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下、新法。）の逐条解説を行った。主な内容は以下の通りである。

第一条 この法律は、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とする。

「法人等」は、旧統一教会にも宗教団体にも限定されていないことに留意する必要がある。また、あくまで寄附の「勧誘」を規制しているのであって、自主的な寄附を禁止しているものではない。

第二条 この法律において「寄附」とは、次に掲げるものをいう。

一 個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。）

と法人等との間で締結される次に掲げる契約

イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約（当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。ロにおいて同じ。）

ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約

二 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

契約としての贈与（お布施も含まれる）、単独行為としての遺贈や債務免除も含まれる。

第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。

一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。

二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。

三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

本条は禁止規定ではなく、あくまで「配慮義務」を定めたに過ぎない。一号はマインドコントロール下における寄付を想定した文言である。これが禁止行為にならなかつたことが、被害者や野党から批判された。

第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。

三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に行き、その場所において当該寄附の勧誘をすること。

四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。

五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

六 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

本条によると、相手方が「困惑」したかどうかが違法の判断要素となる。しかし「困惑」の定義は曖昧で解釈が分かれる可能性がある。また「靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見」を使えば即違反という訳ではない点は誤解のないようにして欲しい。

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

- 一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地
- 二 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であって、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）

借入れと重要な財産処分について「要求」することを禁止しているのであって、勧誘する側から「要求」しなければ法的には問題はない。

第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれがあるとして認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第三条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

法に定められた配慮義務を怠った場合の規制は、勧告・公表・報告要求に留まる。

第七条 内閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

禁止規定に違反した場合の規制は、勧告・公表・報告要求だけでなく停止命令もできる。

第八条 個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して第四条各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示（以下「寄附の意思表示」と総称する。）をしたときは、当該寄附の意思表示（当該寄附が消費者契約（消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。第十条第一項第二号において同じ。）に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。次項及び次条において同じ。）を取り消すことができる。

2 前項の規定による寄附の意思表示の取消しは、これをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

3 前二項の規定は、法人等が第三者に対し、当該法人等と個人との間における寄附について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二）以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において「受託者等」という。）が個人に対して第一項に規定する行為をした場合について準用する。

4 寄附に係る個人の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下この項において同じ。）、法人等の代理人及び受託者等の代理人は、第一項（前項において準用する場合を

含む。以下同じ。）の規定の適用については、それぞれ個人、法人等及び受託者等とみなす。

行為当時は「困惑」しているとの認識がなかったとしても、後に冷静になって考えてみればマインドコントロールを受けていたと気付いた場合には、取消することができると文化庁は回答している点に注意すべきである。

第九条 前条第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間（第四条第六号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、三年間）行わないときは、時効によって消滅する。寄附の意思表示をした時から五年（同号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、十年）を経過したときも、同様とする。

取消権の行使期間については、靈感等による知見を用いた重大な不利益の告知の場合だけである。追認できる時から三年間、寄付した時から一〇年に延長されていることに留意すべきである。

第十条 法人等に寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。）をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

一 第八条第一項の規定による取消権

二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四条第三項（第一号から第四号まで、第六号又は第八号に係る部分に限る。）（同法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による取消権

三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第四百二十三条の三前の規定は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができる。

3 前項後段の規定により供託をした法人等は、遅滞なく、第一項第三号に掲げる権利を行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならない。

4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権をいう。

一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

四 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

「扶養義務等に係る定期金債権の債権者」のみしか取消権・返還請求権を代位行為できない点は、被害者や野党か

ら批判されたポイントのひとつである。

第十一条 国は、前条第一項各号に掲げる権利を有する者又は同項若しくは民法第四百二十三条第一項本文の規定によりこれらの権利を行使することができる者が、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

弁護士に相談するための経済的余裕がない被害者に配慮するための規定である。

第十二条 この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならない。

宗教団体の信教の自由に配慮した規定。行政の運用や裁判所の判断において考慮されるべき規定である。

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第三節及び前条の規定による権限（同条の規定による権限にあっては、国務大臣に対するものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

第十六条 第七条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

停止命令等に違反した場合の行為者個人に対する罰則規定である。

第十七条 第七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

報告拒否・虚偽報告に違反した場合の行為者個人に対する罰則規定である。

第十八条 法人等の代表者若しくは管理人又は法人等の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等の業務に關して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

行為者個人だけでなく法人にも罰則を科す「両罰規定」を定めた条文である。

2、新法成立とその背景

―全日本仏教会におけるアンケート調査の結果報告―

I、新法成立の経緯

令和四年十二月 一日 国会に法案提出（閣法）

令和四年十二月 八日 衆議院宗制議決

令和四年十二月 十日 参議院可決（第二二〇回国会閉会）

令和四年十二月十六日 令和四年法律第一〇五号として公布

令和五年 一月 五日 一部を除いて施行

令和五年 四月 一日 禁止行為の一部、行政措置、罰則に関する規定の施行

令和五年 六月 一日 禁止行為、取消権の一部の規定の施行

II、宗教界の関与

「宗教法人審議会」（宗教法人法第七条～第七七条）

「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」（専門家会議）

全日本仏教会が推薦する三名が審議会委員（全十九名）を務めた。

III、新法に対する宗教界からの意見（全日本仏教会広報委員会）

〈出席宗派〉 曹洞宗・浄土真宗本願寺派・真宗大谷派・浄土宗・日蓮宗・臨済宗妙心寺派・天台宗・真言宗智山派

〈仏教団体〉 仏教伝道協会・東京都仏教連合会

〈学識経験者〉 大和証券・未来の住職塾・共同通信社・産経新聞社

- ・ 仏教界としての声明や談話を、もつと発するべきである。
- ・ 仏教界として統一見解をしっかりと示すべきである。
- ・ 世界平和統一家庭連合と同一視されていることを危惧する。
- ・ お寺と檀家及び門徒等と、寄附や布施に関する定義を定めるべきではないか。
- ・ お布施を対価として表現して欲しくない。
- ・ 「霊感」はどの様に判断されるか。
- ・ 「困惑した状況」「不当な勧誘」の基準はどのようなものか。
- ・ この法律で本当に被害者が救済できるのか。
- ・ 社会での意識調査では、一位コロナ・二位ウクライナとなっていた。宗教に関する意識が薄いのではないか。
- ・ 洗脳されたと判断すること、檀家等の家庭環境を把握するのは難しいのではないか。
- ・ 自らの子に対する宗教教育について、宗教者（仏教者）はどの様に考えていくべきか。

3、国家と宗教

— 宗教に対する法的規制 —

新法の成立は、安倍晋三元首相の銃撃事件に端を発してのことである。国家が法律を作り、宗教活動に対して介入

あるいはある種の規制を加えようとしているように受け止められる。そこで「国家と宗教」について検討する。

先ず、信教の自由と政教分離の原則について確認する。

「信教の自由」は、憲法第二十条に規定されている。

①信仰の自由 ②宗教的行為の自由 ③宗教的結社の自由

これらは国家（公権力）が、国民に対して保障するものである。

政教分離の原則は、憲法第二十条一項後段および第二十条三項、第八十九条に規定されている。法学における「政教分離」の用語は、「教会と国家の分離」を意味する。「政」は「政治」や「政党」ではなく「国家」を指す。国家に對して宗教への中立性を求めるものであって、国民に對して宗教者の政治参加を禁じたものではない。

これまでの宗教・既成仏教教団は、国家の体制の側において、家の制度を維持し、地域社会・国家を維持・統治するために、集団のための存在になってしまっていたのではないか。

しかし、今や家制度が崩壊し、地域コミュニティの維持も困難になってきた。家の宗教という概念は希薄となり、家族であっても、各自それぞれの信仰を持ち、もしくは信仰を持たないという選択も自由である。個人個人が何を信じるも、信じないも自由に選べる、「信教の自由化・個人化」が起きている。宗教は押しつけられるものではなく、個人が選択するものに変化した。

日蓮宗僧侶は、人々に選択してもらわなくてはならない状況になったと自覚する必要がある。肅然として寺に居れば檀信徒が葬儀・法事を依頼するという時代は終わったのである。

統一教会信者の子どもたちは「宗教二世」と称される。先の銃撃事件以降、彼らの被害を救済しなければならぬという世論が形成された。これが新法成立の背景にある。従って新法を作ったのは、世論であり国民の意思である。つまり法律は国家としての意志の表れである。「国とは人の集まりなり、人とは心の器なり。」（孫文）とある。

我々は、社会や世界の視点に立ちつつ、国家に住む一人一人について思量する必要がある。

三、分科会討議

1、新法に関する仮想事例をもとにした討議（・は参加者からのコメント）

I、寄付勧募について

イ、本堂改修事業のため、檀信徒全員に対して手紙を送り、「〇円以上」などと金額を示すことなく寄付を募ったところ、ある老人から三〇〇〇万円の寄付をしたとの申し出を受けた。本人に事情を聞いたところ、①同老人は介護老人ホームに入居しているが認知能力に問題はないこと。②誰も住んでいない自宅と敷地を売却して三〇〇〇万円を作る予定であること。③今後の生活は年金と預貯金で十分にやりくりが可能であること。

④子どもたちは経済的にも安定しているが寄付に猛反対していることがわかった。このまま寄付を受けた場合、法律上問題はあるか。

・問題あり。自宅の敷地の売却という点が気になる。自宅を売却させたら契約などの問題でまずいのではないか。
・子どもたちが反対している点と、自宅の敷地を売却している点が気になる。元々現金があれば問題は無かつたのではないか。この法律は色々な解釈ができると思うので、新法成立によってますます厳しくなっている可能性もあると感じた。

・寄付に関係しない第三者の「不当ではない」といった証明書類があれば良いと思う。
・問題なし。

・この様なケースは知人から聞く。書面をかわせば出来るのではないかと考える。④もよく聞く。それを踏まえ

て考えなくてはならない。

ロ、勸募金が思うように集まらなかったため、資産家である檀家総代に来寺頂き、他人に聞かれないように応接室の内側から鍵をかけたうえで、一〇〇〇万円の寄付を強く求めた。最初は断られたものの、経営の窮状を訴えて一時間の説得し続けた結果、最終的には理解が得られた。帰り際、応接間の鍵を開けて玄関まで見送った。法律上問題はるか。

・問題なし。

・当人が困惑したかどうかのポイントではないか。困惑しなければ大丈夫ではないか。

・総代ならば住職と一緒にお寺を護持する立場や役員でもあるので寄付を求めることは問題ない。

ハ、勸募金が思うように集まらなかったため、資産家である檀家総代に来寺頂き、一〇〇〇万円の寄付をお願いしたところ、「現金はないが相続税用にとつてある土地を売ればなんとかなる」と言われたので、同土地を売って欲しいとお願いした。法律上問題はるか。

↓「問題あり」「問題なし」が約半数ずつ

ニ、檀信徒から受けた寄付金が目標金額一億円に達して一〇〇〇万円余ったために、寺族及び檀信徒一部で団参旅行に行き、寄付金の中から一〇〇万円を使用した。法律上問題はるか。

↓「問題あり」が多数。

ホ、ある檀信徒から三〇〇万円の寄付を受けた後に、同寄付は一部の信仰の篤い他の檀信徒から「全財産を寄付しないと先祖が地獄に落ちる」と脅され続けた結果であること、そして三〇〇万円はその家庭の全財産であることが分かった。しかし、住職はその寄付金を返還しなかった。法律上問題はあるか。

↓「問題あり」「問題なし」が半数ずつ

Ⅱ、終活の一環として寄付を受ける場合について

イ、檀信徒の老人から、その子どもたち家族との不和について相談を受け、全財産を寺に遺贈する旨の遺言を書きたいと言われた。法律上問題はあるか。

↓「問題あり」「問題なし」が半数ずつ

ロ、檀信徒の老人から、その子どもたち家族との不和により「子どもたちには何も遺したくない」と相談を受けていたところ、ちょうどその頃、寺院経営が苦しかったことから三〇〇〇万円の寄付を強く求めた。老人は、心よく寄付を受け入れてくれたが、それにより老人の預貯金は一〇万円を切ってしまった。法律上問題はあるか。

↓「問題あり」「問題なし」が半数ずつ

Ⅲ、祈祷について

重い病に侵され、ありとあらゆる治療を行ったが体調が改善しない一般人から相談を受けた際に、「お布施とし

て一〇万円納めてもらうが、どうしても病気を治したいのであれば加持祈祷を受けるしか方法はない」と述べたところ、本人の信仰が薄かったため、三日間にわたり加持祈祷の威力について説得し続けた。徐々に本人も信仰が深まり、最後は藁をも掴む思いで祈祷を懇願したため、丁寧に加持祈祷を行った。法律上問題はあるか。

・これを言われると、この問題は祈祷する側には重要な問題である。出来れば問題ないと思いたい。本人に事前に説明して納得した状態で行うのであれば問題ないと思う。

・三日間説得という時間には問題はないか。

・布施としてではなく行為の対価（料金）として規定の金額を決めることは新法に関わるのか。

・通常の法要の布施は「お気持ちで」という言い方をするが、星祭りや諸行事では布施の金額を設定している。

※問題提起者より全体的なコメント

様々なご意見があったが、設問として挙げた具体的仮想事例について、私としては、Ⅱ・ロとⅢ以外については、少なくとも法律上は問題ないと考えている。Ⅲの祈祷についても強く布施を要求しなければ問題ないと考える。つまり、この新法は本宗教師の通常の宗教活動、布教活動、経済活動に影響はないと考えている。もっとも、「適切な判断をすることが困難な状態」「困惑」「靈感」など曖昧な文言も散見され、行政による恣意的な運用や裁判所による偏った判断がされる懸念がある。また、一方で、伝統教団が自己防衛的意見ばかりに終始していると、カルト宗教に道連れにされる形で社会の信頼を失っていく危険性もあることを強く意識すべきである。

2、布施・寄付全般に関しての発言

- ・お布施を頂く時は、お寺（法人）に対して頂くので「お預かりします」という文言を使っている。
- ・布施・奉納・勧募・普請等の名目や意味合いは異なるのか。規則といったものはあるのか。
- ・領収書等をもって所定の手続きをした場合、寄付をした者は控除等税金対策になるのか。
- ・勧募するに当たり、昭和四〇年代までは監督官庁へ申請や届け出を提出した時代もあったように記憶している。
- ・七〇〇遠忌の時にはその様な手続きはしていない。行政手続きが変わったのではないか。
- ・葬儀の布施や戒名料・離檀料についても新法を踏まえた理解をすればよいのか。
- 例えば葬儀の場合。遺族にとって想定した以上の高額な布施の金額を要求された時、困惑しながらも払ってしまったとする。寺院側が後に返金を求められた場合は問題になるのか。
- ・新法の条文を適用されて布施の返還を求められた場合の対処を考えなくてはいけない。
- 十分に配慮したかが争点になるとのことだが、どの様に証拠を残したら良いか。例えば書面や音声を残すべきなのか。今後考えられる対処方法を考えなくてはいけない。

座長 檀信徒の各家庭の経済状況を把握するのは困難ではないか。寄付をすることによって生活が困窮するかどうかの判断を寺院側がするのは難しい。

問題提起者 法人側が十分に配慮したかどうか争点になる。各家庭の経済状況を聞くことはプライバシーの問題もある。「可処分所得の四分の一以下」といった文言を挿入することを立憲民主党が主張したが、自民党は反対した。

本宗の教師として気をつけなければならないことは、設問Ⅲの問題と、勧募をした時に当人の生活の困窮を招いてはならないことを認識しておくことである。

3、「靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力」に關しての発言

座長 我々宗教者が新法を踏まえた上でどの様な布教活動をしていくのか。例えば法事や葬儀を執り行う際に、死後や靈魂等合理的に実証できないものを信じて執り行っているか。それとも遺族親族の慰めのためグリーンフケアの一环としてセレモニーとして執り行っているのか。無いものがあるように言ってお金を取ることは詐欺や靈感商法にならないか。信仰心の無い教師が法事等を檀信徒へ勧める行為は不当な勧誘にならないか。

・葬儀の儀式は故人と遺族の両方への法要だと思う。法話等でも目に見えない世界や仏の世界の説明をする。遺された方々には励ましの言葉や家庭の事を話している。全く仏の世界を語りもせずセレモニーとして執り行っている教師はいないのではないか。自分の中のフィルターを通し、信仰熱心な方々から若い方々等まで、法話を聞く人達によつて話す内容を変えていくやり方を皆さんしていると思う。

・法事は故人を思慕して供養すると師匠より教えられてきた。自分もその様に執り行ってきた。それ以外の選択肢を持つたことは無い。

・教師になる前は死後や靈の事には関心がなかったが、教師になった後は自身の信仰の中で大切になった。故人のために追善供養を行い御題目を唱える、その様な気持ちで執り行っている。

・第四条の六（禁止行為）において「靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力」に対し、新法は寄

付に結びつけて否定的な評価を与えている。法律を定めた背景に、「実証することが困難な特別な能力」に対して、否定的な警戒感がある様に危惧される。宗教行為に対しては、国の介入をできるだけ抑制する方向が良い。もし否定的な見解が入っているならば今後注視していかなければならない。

・第三条の一について。日蓮宗において「御題目でしか救われぬ」という他の選択肢を与えない布教の仕方を用いることがある。個人の自由な意思の抑圧になるのか疑問に思う。

・新法で用いている文言の曖昧さについて懸念している。言葉の概念を規定して欲しい。例えば禁止行為の「困惑」等について、法的解釈が拡大する恐れがあり、また受け取る側も誤解する可能性がある。

4、カルト新興宗教教団に対しての取り組みについて

・新興宗教団体にも属している檀信徒が何名か存在している。決して日蓮宗寺院に否定的ではないし、むしろ信仰熱心な方も多い。寺院に不利益があるような事はない。見方によっては有益な側面もあるかもしれない。

・家族や子どもがいる場合、そちらに被害が及んだりする可能性を考慮すると、奪還や洗脳を解くことは難しい。

・檀信徒の家族構成や年齢を把握できれば、その子どもが一人暮らしをする際等において、本人もしくは家族に対して、カルトの勧誘の巧妙さや注意すべき点等を伝えることができる。

四、まとめ

新法の成立とその背景と題して、条文の内容と日蓮宗への影響について討議した。

先ず、新法の逐条解説を踏まえた上で、具体的な問題を想定して対応策について意見を出した。次に全日本仏教会からは、新法成立の経緯について時系列に整理した上で、新法に対する仏教界の評価の報告分析があった。最後に国

家と宗教の関係について討議し、宗教に対する法的規制のあり方に言及した。

新法は「法人等」としながらも「宗教法人」だけを念頭においた規定も含まれている。また、条文には概念規定が曖昧な箇所がある。従って文言の解釈によっては、宗教界（仏教界）で培われてきた文化や伝統・習慣等が損なわれる危険性を孕んでいる。現時点では旧統一教会だけを対象にしていると言われているが、宗教に対する法的規制を強化していくという社会の空気の変化を感じており、今後宗教界に対する税制優遇の撤廃を含めた議論に展開していく懸念は十分にある。伝統教団が社会の信頼を維持していくためには、カルト教団との違いを明確に示し、カルト被害者の救済に積極的に関わっていく必要がある。

旧統一教会問題は伝統教団・本宗教師にとって他人事ではなく、今後の法整備についても注視していく必要がある。

第三分科会

宗教二世について

座長 伊藤瑞康

副座長 坂輪宣政・古河良啓

問題提起 水谷進良

運営 横山正見・中村龍央・福島正堯

記録 中村宣悠

参加者 二十名

一、運営について

赤堀正明所長による基調報告と櫻井義秀師による基調講演を受けて、「宗教二世について」の意見を交換した。座長による挨拶、参加者全員での自己紹介をした後、水谷進良師が問題提起を行った。

次いで、赤堀所長による、宗教二世当事者に対するインタビューの動画を二本視聴し、二世問題の事例に触れた。

これを踏まえ参加者全員が順番に、問題点の再確認や新たな気づき、自己の抱える二世問題について意見を述べた。

その後、楠山泰道師が取り組んできたカルト対策の内、二世問題の悲惨な事例や問題点の解説を頂き、質疑応答を行った。

二、問題提起

安倍晋三氏殺害事件に端を發した旧統一教会問題は、高額献金やマインドコントロール的布教等、様々な問題が明らかとなり、その体質が世論に問われることとなった。本分科会で扱う宗教二世についても、それによってあぶり出された問題の一つである。自分が信じる宗教は自分で選択する。このような憲法によって保証される行為が、親からの圧力によって制限されている現状がこの事件によって表面化した。

もともと、視点を変えれば自身が奉じる宗教を愛する我が子にも伝えていく。このような悪意のない伝道行為とも言えるが、その善意が時として二世被害者を生み出す背景を胎んでいることが、問題点として浮き彫りになったとも言える。

ところでかかる問題は、信仰の継承問題と深く関わる課題ともいえ、それは伝統教団においても例外ではない。寺請制度にはじまる檀家制度は現在まで継承され、生前中の本人の宗教が何であれ、最期は菩提寺の宗旨で弔われる導線は変えたい現実がある。そのために信教の自由が行使しにくい場面があるということも、二世問題を扱う中で伝統仏教側の課題として取り上げられることがある。

また、私たち日蓮宗僧侶においても法華経の教義、日蓮聖人の教えに惹かれ、積極的に僧侶の道を歩み始めた人ばかりではない。「寺の長男として生まれたから」「師父にそう育てられたから」。このように、はじめの動機としては必ずしも能動的とは言えない理由から、僧道を選択した人がいるということも一つの事実である。もちろんその道を歩む過程で、様々な学びや出会い、宗教体験などによって信仰に目覚め、僧道を全うされる方が大半であるが、それは構造的には新宗教の二世にも同じことが言えるかもしれない。

現在メディアで報道されている構図は、被害者のスキャンダラスな一面のみが切り取られた極端なたちが目立つ。

しかしその一方で自発的に、穏やかなかたちで信仰する二世三世は、新宗教内にも存在するということにも目を向ける必要がある。この二世問題について私たちが宗教者の立場として向き合うとき、メディアベースの批判的立場からだけではなく、親から子へ紡ぐ宗教文化の継承ということも併せて考えなければならぬ課題と言える。

本分科会においてはこのような立場から二世問題を捉え、親からの宗教的虐待などの被害の面と共に、信仰の継承問題、あるいは親から子への布教・伝道はどのようにあるべきかなど、多角的な視点から議論をする。

三、分科会討議

1、二世問題の実例（動画視聴）

二世問題の実例として「Ⅰ日蓮系教団二世」「Ⅱ統一教会二世」の二名に対するインタビュー動画を参加者で視聴した。

Ⅰ、日蓮系教団

はじめに問題提起者の水谷師より、当該宗教団体が他宗の御札やお守りを排除しなければならない等、排他的な側面を有しているとの補足説明があった。

続いてインタビュー動画を視聴した。日蓮系教団二世の当事者は五十代男性であり、祖父母から両親を経て信仰を受け継いでいる。幼少の頃より祖母が読経する姿をよく見ており、両親も信仰深かった。それが日常であったが、信仰のあり方に次第に疑問を持つようになった。

以下のように、本人から問題点が語られた。

・神社に初詣に行くと親族に怒られる。

- ・他宗のお守りを持つと怒られる。
- ・他宗の墓参りをして良いかなどの疑問。
- ・諸仏や神々同士が敵対することへの疑問。
- ・日蓮聖人の十界曼荼羅には様々な神様がいるにも関わらず、自身が所属する教団が排他的であることへの疑問。
- ・自分（所属教団）だけが正しいと考える事への疑問。
- ・親子の不和。
- ・これらから生じる息苦しさ。

これに対し、教団に所属して良かった点として、信者同士で集まってお経をあげることにより、他者との接点が生まれることがあると述べた。

最後に、信仰をやめる切っ掛けとして体調不良になったことを述べ、信仰を離れると回復したことから、宗教が原因だと考えた。

そして、自らの意思で信仰を続ける分には構わないが、それを強要するのは間違いであり、自分の子供には自分で信仰を選ばせたいと述べる。

II、統一教会

次に統一教会二世のインタビュー動画を視聴した。二十代男子大学生であり、両親から信仰を受け継いでいる。

父は勧誘により入信し、文鮮明の社会活動に感銘を受けたという。母は、自身の生きる意味や、人類の争いを止められない無力感を抱く中で、統一教会に出会い信仰するようになった。

そして両親は祝福結婚（教団が相手を決める婚姻）によって婚姻をしている。幼少の頃は活発に活動していたが、大学生になってから教義に疑問を持つようになった。

以下の様に、本人から問題が語られた。

・両親は祝福結婚をしており、教会に行くのは自然な事だった。小学生の時から日曜などは宗教行事に参加していた。

・恋愛は禁止であり、友人との恋愛話が苦手だった。

・思春期になると教会に通うことは普通の学生がすることではないという自覚が芽生え、友人には話しづらかった。

これに対して教団に入って良かった点として、以下の様に述べられる。

・教会の人とは幼馴染の様な感じで話しやすい。

・イベントが多く、泊まり込みの勉強会などが楽しかった。

・良いこともあり、尊敬できる人も居る。教団として悪いところがあったが、全てが悪い訳ではないと感じる。

また教団・教義に対しての疑問点を以下の様に述べた。

・中高生の頃は疑問を抱かなかつたが、大学に行くと墮落論に疑問を感じるようになった。疑問点を質問すると、返事も来るが抽象的で納得出来なかつた。

・ネットなどで世間の評判が悪いことを知り傷ついた（靈感商法など）。

・自分が批判されているように感じた。

・信仰も薄く、辞めようと思ったこともあるが、築いてきた人間関係もあるので躊躇してしまふ。

当人は、比較的に統一教会への嫌悪感が少なく、両親からの圧力はないと言う。また、統一教会が分派することを嫌い、仲間内でもその様な話はしないと述べた。

教義に疑問はあるが、教団自体がコミュニティの場として機能しており、そこで培ってきた人間関係を清算してまで、辞める決心がつかないようである。

2、参加者の所見

続いて参加者から所見を述べて貰った。大まかに分類すると以下の通りである。

- ・ 自分自身も二世であった事への気づき。
- ・ 子供に対し、僧侶になることを強制してしまった事とその反省。
- ・ 信仰そのものは悪いものではないことの再確認。
- ・ カルトへの批判。マインドコントロールの恐ろしさなど。
- ・ 報道等により、カルト二世は皆苦しんでいると誤解していたことへの反省。
- ・ 伝統教団とカルトの共通点に対する危機感。カルトとの相違点の言及。
- ・ 組織としての日蓮宗のあり方に対する言及。
- ・ 自己の信仰の見直しと反省。
- ・ 宗教二世という呼称について。
- ・ 脱会者の受け皿の必要性。

意見の詳細は以下の如くである。

- ・我々も伝統教団の二世であり、似たような事を感じた。自身は音楽の道を進む条件として身延山で修行をしなればならなかった。息子は素直に志してくれた。しかし強制してしまったところも、あったかもしれない。
- ・実は我々僧侶も二世ということに虚を突かれた。白か黒かで割り切れない、グレーゾーンが多い。
- ・修行時代に辞めたい気持ちもあったが、色々な経験を積んで、ありがたい環境であることに気がつき今に到る。
- ・信仰の継承は、子供に鞭を打って無理矢理勧めなければよい。
- ・動画の統一教会二世の若者はマインドコントロールが抜け切れていない印象。それぞれの二世でケースが異なるであろう。大川隆法の息子がマインドコントロールから解けて父と教団を批判するような例もある。
- ・その人が幸せならば、どの様な信仰でも良い。教育としての一面もある。
- ・お寺の経営も難しく、どうやって寺を維持していくのか。その中に信仰の継承などの問題もある。
- ・教会内の尊敬出来る人物などについて詳しく知りたい。外から見たときに何が尊敬出来るのかを聞いてみたい。
- ・自分自身はどの様に見られていたのか。
- ・統一教会の問題が世間的に大きく取り上げられてしまった。寺院のやり方と同一視されないよう伝統教団にも危機感が必要である。
- ・教団をやめたいと思う割合はどれくらいか。伝統教団とカルト教団で違いがどの程度あるのか知りたい。
- ・自分の地域では、創価学会員でも日蓮宗寺院に葬儀を依頼することがある。学会であることに違和感を持つ者は多い。
- ・自分も二世として僧侶になった。法華経をそのまま信じていたが、日蓮宗でよかったと思う。カルトと我々の違いを探したい。
- ・我々も二世であり、信仰の継承をしなければならない。生活面で制限がされる教義は受け入れ難い。カルトの信

者から相談を受けたことがあり、教団を辞めれば良いと言ったが、本人には辞めるという発想もなかった。

・題目信仰の家で厳しく育ったので二世の動画はとも考えさせられた。自分は日蓮宗に対する疑問があった。いかげんな僧侶を見て、自分の信仰を確認しないと僧侶になれない。そう思って身延山に行ったら繋がりを確認でき信仰を持てた。

幼少時代のある意味での洗脳、その後の洗脳、いくつかの洗脳を乗り越えて自分の信仰を確立する。脳科学的には信じることは快感である。

・「カルト教団の中にも良い人は居る」というのは大事である。私達は一方的に悪の集団だと思いがちである。我々も自分の正当さを押しつけていないか。私達のお守りは正しく、他宗のお守りは駄目だという考え方はよくないと思う。自分にも返ってくる問題である。

・インタビューの二人は教えの違和感に気が付いている。しかし、カルト教団内には未だに気が付いていない人も沢山いる。社会的に悪いことをした集団だから、不幸と決めつけるのは不適當である。

返って来ない子供時代があり、そのケアを考えていくべき。宗教以外のスポーツや芸能の二世も同じ問題を孕んでいる。

・われわれ僧侶も二世であり他人事ではない。自分に置き換えると、似たような境遇であった。教団とは組織であり良い人も悪い人も居る。我が教団も問題がないとは言えず、反論がしづらい。伝統教団のアドバンテージがなくなってしまう。

・自分自身の信仰を捉え直す機会になる。教師の立場でどう動くか。子供への虐待にどう対応していくか。

ある人から、友人のエホバの二世が自殺したという話をされ、その時にどう供養したら良いか相談されたが、どう答えて良いか分からなかった。

- ・カルト教団には純粋な人が多い。カルトに所属する十代の若者が平和を熱心に祈る。それが集まってコミュニティになり、生きがいとなる。そこにはか居場所がなくなってしまう。説得をして疑問を持たせることが出来ても、結局その後の行き場がない。受け皿がない。
- ・宗教二世という言葉を考え直すべき。宗教という言葉で一括りにするべきではない。
- ・宗教は何が正しいか決め難い。良い人も悪い人も居るのは我々もそうである。社会に悪影響を与えない。宗教の善し悪しを見極めるのは難しい。日蓮聖人の教えに習った二世三世をつくっていききたい。
- ・脱会者の中には熱心な信者もあり、驚くことがある。自身の宗派、信仰に真剣に向き合う信徒が日蓮宗に来た場合、それに応える資質はあるのか。脱会者がこちらに来たときに失望されないようにしたい。評判の悪いお寺もあり、自分たちの事も見直すべき。
- ・意外に自信をもって道場に行った人ばかりではなく安心した。自分自身が信仰を継いだ当事者であり、さらに継承していくが、そこには二世として「受ける」立場と「伝える」立場がある。檀家とどう接してくか。他寺の守りを否定する日蓮宗寺院もある。カルトと似たようなことをしている寺院もある。基本的には日蓮宗は悪いこととはしていないが、しかし布教は出来ているのか。
- ・自分の息子には強要ではない範囲で跡を継ぐように促している。
- ・祝福結婚の違和感に気付きを持って貰う。
- ・メディアが発信するものだけでは判断出来ない。宗教二世は被害者と捉えていた。入信している人からは肯定的な意見もあり、それらも拾う必要がある。
- ・自身も常識と規範意識を持ち、否定と強要をしていないか気を付けたい。リテラシーを学び考えるべき。
- ・二世にも色々なレベルがあり、想像していた酷さがなかった。教会内にも尊敬出来る人が居ると述べていたが、

それはどういう尊敬なのか。面倒見の良さなのか宗教的な部分なのか。

スキャンダラスな面ばかりをメディアは出している。決めつけるのではなく色々な視点から見たい。

二名とも生まれた時からの信仰であった。小さい頃から自然に、当たり前になつてくると、継承を止めるのは難しい。しかし今の時代は、ネットで調べるなどすると違和感に気付けることもある。

3、楠山泰道師による実例紹介と質疑応答

長くカルト問題に取り組んできた楠山師より、以下の通りの、実例・問題点・対策が示された。

- ・マスコミは宗教二世と呼ぶがカルト二世と呼称し区別をするべきである。
 - ・カルトの特徴は自らの教団を批判出来ないことにある。
 - ・伝統教団の修行や檀家は辞めることが容易であるが、カルトは困難である。
 - ・宗教に依存すること自体に問題はない。
 - ・二世にも次の五種類があり、状況が大きく異なるので注意が必要である。
- A 「元祝福二世」 親が祝福結婚した後に生まれ、今は離教している二世。
- B 「元信仰二世」 親が自分を産んだ後に入信、今は離教している二世。
- C 「信仰歴無し二世」 親は現役or元信者だが自分は昔も今も、一秒も信仰したことがない二世。
- D 「現役祝福二世」 親が祝福結婚した後に生まれ、自身も今も現役の二世。
- E 「現役信仰二世」 親が自分を産んだ後に入信、自身も入信し今現役の二世。
- ・実際の統一教会は、日本から金銭を巻き上げるように教えており問題がある。

- ・批判に対して裁判を起こし圧力をかけている。
- ・創価学会二世は日蓮宗ではなく、曹洞宗などに相談することがある。日蓮宗に相談することは、過去の軋轢があるので避ける傾向がある。
- ・辞めると罰が当たると言ってきた手前、それが怖くてやめられない（創価体質）。
- ・カルトに良い人材が集まると言うが、それは良い人材を選んで入信させるからである。オウムなどがその典型である。
- ・オウムの二世信者は、兄のように慕っていた者が死刑になってしまった。その者を恨むことが出来ず、中に居る人は、そこに生き甲斐を感じている。
- ・カルトの人権侵害の例として、信仰の強制。恋愛の禁止。教育の拒否。服装や生活面の管理。鞭や監禁などの体罰。育児放棄。「悪魔、死ね」等の暴言。病院への付き添い拒否。二世である事への差別（第三者による人権侵害）、等がある。
- ・カルト対策として、二世が相談できる窓口を充実させる。その専門家を養成する。臨床心理士や弁護士など有料の相談窓口の費用を支援。就学や職業訓練の機会を逸した二世に対する支援。就職や住居を賃貸する際の保証人を支援。各国に在住する二世信者などの帰国支援。などを示す。
- ・脱カルト協会の案を国に提出予定である。

楠山氏は、宗教者がこのようなカルトの被害者にならないために自己の基準をつくる事が大切であり、その基準から脱することを「宗教違反」と呼称し注意を促した。

以上のことを踏まえて質疑応答が行われた。

質問一

二世への支援にはどのような人材が必要か。

回答

資格は必要ない。日蓮聖人の宗教観は人を救うことである。宗教者が宗教違反をした者を追求するべき。訴訟のリスクがあるので、時間とお金がかかる。弁護士とも連携しなければならない。

一人ではなくチームで行う。僧侶や臨床心理士など、お互いが間違っていないか確認し合って取り組む。教育者、医者など檀信徒から集めるとよい。

質問二

解像度が深まり宗教二世よりカルト二世という言葉がしっくりきた。自らの子供の生き方を導くことは、悪い事ではないと考える。

それでは宗教違反の基準が必要であるが、具体的にはどのような基準になるか。

回答

二世信者に対してリクルート（信者の獲得）を目的としない。人権の尊重が最も大切であり、それを侵害することが宗教違反となる。また、高額な布施・寄付金の要求や、脅迫などの手法も宗教違反となる。

質問三

社会的に居場所がない人に対し、その居場所を作ることが課題と考えられる。

回答

脱会者の会に入るとよい。そこから社会復帰の足がかりにする。着地する場所を作らなければ、カルトから離れられない。

質問四

社会の中では、野球部における髪型の強制などが人権無視になる。会社でも類似した事例があるが、どう考えるべきか。社会の中にもカルト性を帯びているルールがある。宗教以外の団体にどうアプローチするべきか。

回答

難しい問題であるが、宗教だけがカルトではない。労働法違反などで弁護士を用いて抗議文を出す方法もある。我々は何が正しいのかを宗教者の視点で考えるべきである。政治と宗教の問題も同様であり、政治と癒着するだけでなく、政治の悪いところを指摘できる宗教でなければならない。僧侶として、社会に対して悪いところは悪いと指摘しなければならぬ。ただし、訴えられるリスクは常にある。

質問五

スピリチュアル産業のセミナーなどが、宗教でないと言いながら宗教的な事を行うことがある。そのような被害者はどう捉えるか。

回答

よくある事例であり幸福の科学が元々そうであった。融合宗教と呼称する。被害者がしっかり訴えないとカルトと言えないので難しい。

四、まとめ

第Ⅲ分科会は「宗教二世」について、カルト宗教における二世問題の他、日蓮宗教師の二世にも注目し、多角的な視点から意見を貰った。

始めに、日蓮系教団と統一教会、二名の二世当事者に対するインタビュー動画を視聴した。日蓮系教団二世は、排他的な教義に対する疑問や家族との不和、これらより生じる息苦しさを語り、信仰を押しつけるべきでないと述べた。統一教会二世は、教義に対する疑問や一般的な交友関係での不都合はあるものの、教会内での居心地の良さや築いてきた人間関係もあり、信仰を辞めるのは難しいという。

これを踏まえ、参加者全員が順番に意見を示した。主に「自分自身も二世であった事への気付き」、「子供に対し、僧侶になることを強制してしまった事とその反省」、「信仰そのものは悪いものではないことの再確認」、「カルトへの批判、マインドコントロールの恐ろしさ」、「報道等により、カルト二世は皆苦しんでいると誤解していたことへの反省」、「伝統教団とカルトの共通点に対する危機感、カルトとの相違点の言及」、「組織としての日蓮宗のあり方に対する言及」、「自己の信仰の見直しと反省」、「宗教二世という呼称について」、「脱会者の受け皿の必要性」等の意見が示された。

続いて、長くカルト問題に取り組んできた楠山泰道師より、悲惨な二世の実例が示された。そして、宗教者は宗教違反（布教等における禁止行為）を念頭に置き、人権を最も尊重するべきであると述べた。

これに続き、質疑応答が行われ、二世問題に取り組む人材についてや、宗教違反の定義、社会に居場所がない者の受け皿について等が問われ、楠山師の具体的な回答が示された。

第Ⅲ分科会では、二世問題の渦中にある者の生の声を聴き、現実を目の当たりにしながら、我々日蓮宗教師も二世であることを自覚し多角的に考察を深めた。

本分科会における提言は、一教師として、宗門として見過ごせない重要な課題が多く、これらの検討課題に真剣に取り組んでいきたい。

第Ⅳ分科会

宗教リテラシー

座長 柴田章延

副座長 齋藤宣裕

問題提起 松井大宗

運営 中條暁仁・都泰雄

記録 菊岡妙光

オブザーバー 櫻井義秀

参加者 十九名

一、運営について

本分科会は「教研PT」のメンバーと、本分科会のテーマに各々の研究分野が通ずる嘱託・研究員を加えて運営を行った。昼食後に会議形式にて、事前に申し合わせた順序通り討議を行った。

二、問題提起

本分科会での問題提起は松井研究員より発題され、「宗教リテラシー」について討議が行われた。本年度の中央教化研究会議ではテーマを「旧統一教会をめぐる諸問題」とし、旧統一教会を例にカルトに関する様々な問題を取り上げることにした。本分科会ではカルトとは何か、また他宗教への理解といった宗教に関する包括的な知識である「宗

教りテラシー」を討議項目とした。分科会の参加者には各々が考える意見を自由に述べて貰った。問題提起は次の通り。

「現在、国内では再びカルト教団に対して厳しい対応が求められておりますが、日蓮宗にとっても一概に対岸の火事とはいえない現状にあります。オウム真理教の一連の事件から、宗教に対する漠然とした恐怖が瞬く間に広がり、現在報道されている旧統一教会をはじめとしたカルト教団の一連の被害報告からも、その考え方は未だ色濃く残っていることが伺えます。

日本では宗教に対してある種、拒絶にも似たイメージがありますが、本来の宗教は理（ことわり）やそれぞれの地域で脈々と受け継がれている文化や伝統を学び、体験できるものであって、拒絶されるようなものではない筈です。

また近年、在日外国人の増加に伴いイスラム教をはじめ、あまり馴染みのない宗教を信仰する人々も身近に生活するようになりました。これらの人々に対する誤解を修正し、正しい知識でリスベクトの心を涵養することも急務です。彼らの信仰を完全に理解することはできなくとも、正しく豊かな知識を持って接すれば、共存することは可能な筈です。「宗教リテラシー」を持つことが、宗教に対する偏見を払拭して、カルト教団の被害に遭わない手段として注目されていますが、我々宗教者は何をすべきなのか、討議を行います。」

三、分科会討議

問題提起終了後、柴田座長から参加者に対して、宗教リテラシーの言葉の意味について再度説明があり、それに關して講師の櫻井師より補足説明が行われた。その後、参加者一人一人に講演を聴聞した感想を述べて貰った。

【講演を聴聞しての感想】

- ・ 宗教者側に対して在家者がマイナスなイメージを持たないことも必要なのだと感じた。
- ・ 今までのやり方（信仰の継承など）に対して改めて問題意識を持つようになった。
- ・ 今まで訪問した国の中で、一番宗教リテラシーが無いのが日本だと感じた。
- ・ 様々な宗教を知っていく事が、日蓮宗の優位性に繋がる。盲目的な信仰では客観性に欠ける。他を知って、なぜ大
事なのかを説明できなければ。
- ・ オウムの事件を皮切りに、宗教に対してのアレルギーを抱く世代が生まれた。それに対応するためには本来宗教リ
テラシーを持つことが大事だが、今まで日蓮宗のリテラシーがそれをさせてこなかった。今後の布教を優位にする
為にも取り入れるべき。
- ・ カルト教団と伝統教団、布教とマインドコントロールの何が違うのか。その理解が欠けていた。コロナの影響もあ
り、再び寺院に人が来るようになる為にはその説明が必要。
- ・ 人に信仰を植え付けることがカルトなのではないか。經典を学んで、様々な方便を以て教化することで信仰心が生
まれるのであって、教義を与える、信仰を与えるのはカルトではないか。
- ・ カルトの定義を聞いた時、日蓮宗がカルト教団ではないという説明がきちんと出来るか不安になった。
- ・ 教団が否定されることが、教えが否定されることに繋がるのが危惧される。
- ・ いかなる宗教であっても、最低限の社会性があれば教団として成り立つと思う。また教理と哲学の実践と布教は分
けて考えなければならない。宗教法人として国から認可されていても、好き勝手な行動をすることは必ずしも社会
から認められている訳ではないというのを分からなければならぬ。
- ・ 宗教というのは生活の中で喜びを見つける道であって、日蓮宗や法華経の中に幸せはあるかも知れないが、カルト

教団に入って得られる幸せがないこともない。それをどう考えるか。

・人が宗教に感じる安心感はそれぞれであって、形骸化と言えるかもしれないが、慣れ親しんだ宗教行為で安心を感じる人もいるので、難しい部分もある。

・地域によっては外国人が多かったり、教会があつたり、訳の分からない仏像があつたりする。その中で外国人が御祈祷を受けに来る場合もある。その中で御祈祷を受けること、他宗教との関わりをすることが布教の役に立つのではないか。

討議を行う前提として、「宗教リテラシー」という多義に渡る言葉の意味を理解することが不可欠だが、短時間で説明することを余儀なくされていたため、事前準備の段階では不安視する声もあつた。しかし参加者は講演内容をよく理解されており、逆に参加者の感想から運営側がカルトへの理解を深める場となった。

カルトとは何かと問われると、その定義は様々ある。教義やその実践の面でカルトを定義するのは難しく、カルト対策上での問題でもある。

参加者からは様々な視点からのカルトの見方についての意見が上がり、これらは今後の日蓮宗の布教方針にも採択する余地があると考える。

【なぜ宗教は必要なのか。信仰を持つとどのように変わるのか。宗教とは何か。】

カルト的宗教団体による被害が注目されている中で宗教の必要性を問う意見もある。カルトの被害者をこれ以上出さないために早急な対策が世間から求められているが、そもそも宗教は必要なのかという極端な意見も一定数ある。カルトに対して考える以前に、「お寺は無くても困らない」という考え方に対して、我々は宗教の必要性を説くことが

出来るのか、まずは確認しておきたい。参加者からの意見は以下の通り。

・ 圧倒的な自然や摂理を理解するために、宗教が必要だったのではないか。あとは規範や善や悪といった、相対するものを理解しようとして宗教が生まれたのではないか。善悪を区別するものとして人ではない圧倒的な存在が必要だったのではないか。

・ 宗教は、自分達の存在意義や行動規範を圧倒的なものに確立して欲しいから生まれたのではないか。

・ 宗教の世界に入って実践している時は美しいと感じるが、いざ終わって俯瞰してみると自信が持てない。

・ 死に直面したり、すぎるものを求めたりすると宗教の必要性が理解できる。

・ リテラシーは人との距離感だと思っている。自分自身の信仰があるからこそ、他人の信仰も理解できる。

・ 妄信的な信仰が問題であって、それは教師の間で広まっていて、原因は檀家制度なのではないか。日蓮の正当性を確かめることが、日蓮を疑う行為だとして異端扱いされるのが妄信に繋がり、檀信徒の減少や信仰心に関わるのではないか。

・ 妄信的な信仰の根幹は、自分が宗教を勉強していないから。宗教を知らないから、宗教が説いているものを知らないから存在意義がわからない。だから存在意義も信仰の必要性もわからない。

・ 学歴が高い人や無宗教の人は医学に頼りすぎる。手の施しようがなくなった時に救いようがなくなる。信仰心とまではないかなくとも、宗教と何らかの関りを持っている人は死に対してより寛容になっているように感じる。

この討議を行う際に留意すべきは、客観性を伴うことであると考ええる。最近ホームページやYouTube、SNS等で「お寺は必要か」というテーマで話をしているユーザーを多々見かけるが、その中には在家者の目線ではなく、宗教者が宗教を必要とし、それを在家者も同様と論じる場合も多い。社会性の欠如に気づけていないケースが最も厄介

なのだ。しかし今回の分科会討議では、結論に至るまであくまで客観性に富んだ意見が殆どであった。

【カルトとの違い】

日蓮宗の教義の中には四箇格言といった排他的な一面もあり、これが第三者からするとカルトと見做される場合もある。日蓮宗自体の危うさを理解した上で日常的な布教実践をするべきだが、参加者の感想を聞くと既にそれを理解していると確認できた。

- ・カルトは（集団の中で）個人の判断の自由や財産を奪うもので、それこそ盲目的にさせることではないか。
- ・日常生活の中で幸せを見出せない人が、カルトによって達成感を得たり個人を確立出来たりする。しかしその幸せは他人に害が及ぶことが土台としてあるため、カルトの中の幸せをどう俯瞰させるかが大事。
- ・恐怖心がポイントでは。カルトの信者の中には霊的な現象を体験し、それを解決したり理解するために宗教を求め人がいる。カルトの場合はそれを入信させるための道具として、恐怖を煽るような誘導（マインドコントロール）を行うだけで根拠がない。人の持つ恐怖心を利用するのがカルトだが、宗教はその恐怖を煽らない。
- ・日蓮聖人の布教活動の中には、折伏といった他を排斥するような行爲もあるが、これは今の時代には合わないのでは。日蓮宗教師として宗祖の行動をただ真似するのではなく、その事実を踏まえた上で、布教の場でどう立ち振る舞えるかが今後の布教において重要。
- ・釈尊は真理を悟ったが、それを言語化することが困難な為、そこに至る様々な修行法や智慧を語った。しかしカルトはその真理を説く。
- ・その人の価値観を奪うのがカルト。その人の価値観で判断させるのが健全な宗教。
- ・布教活動は宗教者に限るべきでは。カルトの特徴として、強引な勧誘活動やノルマがある。カルトに限らず、宗教

の信者がその素晴らしさを人に伝えることは制限出来ないが、それが過熱するとカルトと見做される場合もある。カルトと健全な宗教の違いは、信者に布教の矢面に立つことを強要することではないか。

・人の自由をどこまで許容できるか。例え精神的、肉体的な危機に遭っても、そこで答えを導出して推し進めず、あくまでその人の選択を優先させることが出来るかが重要である。

四、まとめ

今回は宗教リテラシーというあまり馴染みのない言葉を分科会のテーマとしたが、既に今回の参加者にはそれが内在しているように感じた。旧統一教会をはじめとしたカルト対策における宗教側の第一歩は、自分たちがカルトに陥らないように常々俯瞰することである。日蓮宗も一歩間違えればカルト化してしまうという危険性があると認識しながら布教態度を確立することが必要である。